

AWA IKEDA 商工会議所会報

明るく元氣なまちを目指して

AWAIKEDA
Chamber of Commerce and Industry

『第197回常議員会』 『臨時議員総会』

令和2.3.17 於：商工会議所 役員室

令和2.3.30 於：徳島新聞会館 3F ホール

令和元年度臨時議員総会を開催し、下記議案が審議され
原案通り承認された。

- 第1号議案 阿波池田商工会議所定款変更承認の件
- 第2号議案 令和元年度補正予算書(案)承認の件
- 第3号議案 令和2年度事業計画(案)及び収支予算書(案)
承認の件
- 第4号議案 定款第39条第1項但し書き事項の常議員会
委任承認の件
- 第5号議案 議員変更承認の件

アクサ生命保険(株)徳島営業所長 梶原亮介 ⇒ 久田幸民
徳島信用金庫池田支店長 吉田 卓 ⇒ 相原良貴
(株)四電工池田営業所長 加藤 武 ⇒ 山本恵二
四国電力(株)送配電カンパニー池田支社長
松保克之 ⇒ 高橋義人
(株)徳島銀行池田支店 ⇒ (株)徳島大正銀行池田支店

報告事項

- (1)「池田冬のオブジェ2019」
事業報告について
 - (2)委員会再編について
 - (3)「シニア就職フェア」
開催結果について
 - (4)新規会員加入について
 - (5)「第21回四国酒まつり」中止への対応について
 - (6)「みよし地域しごと対策協議会」事業について
 - (7)「みよし地域商工団体連合会」事業について
- 総会終了後、以下のテーマによる研修会を開催した。



テーマ：小規模零細企業の生き残り戦略とコロナ関連融資
及び補助金活用について

講 師：徳島県よろず支援拠点コーディネーター
中小企業診断士 井上 秀二 氏

令和2年度 事業計画 基本方針

〈持続可能な成長戦略〉

全国の地方中心市街地はもとよりこの地域においても、
生産年齢人口の減少に加え、就職・転職希望者が規模の大
きい企業や地域外の都市部企業等へと流出してしまう傾向
があるなど、中小企業・小規模事業者は深刻な人手不足に
直面しております。こうした状況が続くと、企業活力は失
われ、やがて事業の継続は困難となり、廃業や事業所数の
減少へと繋がり、また、人口減少に伴う購買力の低下と相
まって地域の経済は益々衰退することとなります。

このような厳しい経営環境の中ではありますが、当商工
会議所は中小企業・小規模事業者の皆様と共にSDGs(持
続可能な開発目標)と連携する「Society5.0」(デジタル革
新、イノベーションを活用する超スマート社会)やこれを
原動力とする地方創生、強靱かつ環境にやさしい魅力的な
まちづくり等の推進に果敢に取り組んで参らなければなり
ません。

〈新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急経営支援の実現 に向けた対応〉

また、喫緊の課題として「新型コロナウイルスの感染拡
大」という難題に起因する経済の急激な冷え込みに対応す
るため、国や県、市、各種金融機関及びこれら関連機関等
と連携して事業者を最前線で支える当商工会議所は、緊急
経済対策関連情報の収集と会員の皆様への迅速な発信に努
めるとともにその支援体制の充実を図って参ります。

また、国や県等から提示されたこれら支援策で解決でき

ない課題については、時機を逸することなく機敏かつ効果
的に関係行政機関等に対し陳情・要望活動を行って参りま
す。

〈働き方改革、人手不足、事業承継等の課題に関する対応〉

近年、働き方改革関連法の改正や消費税上げ・軽減税
率適用等中小企業・小規模事業者を取り巻く環境はめま
ぐるしく変化しており、各事業者におかれてはこれらに適
時・適切に対応することが求められております。一方、前
述のとおり、事業承継の促進が地域経済の発展において極
めて重要な課題となってきております。

当商工会議所は、事業者にとって「最も身近な支援機関」
として、窓口相談だけではなく職員が事業者のところに直
接訪問し、きめ細やかな対応をする巡回相談等により、「伴
走型の濃密な支援」を展開することで、その役割を着実に
果たして参ります。

〈地方創生を実現するための連携の強化〉

現在、三好市は、都市部から地方への新たな人の流れを
生み出し、地方の活性化を目指す「まちなか(中心市街地)
の観光地化」に向けた取り組みを、行政・観光協会・JR
四国・その他各団体等と緊密に連携しながら進めておりま
すが、今後におきましても当会議所は、中小企業・小規模
事業者の活動の場である地域全体の活性化に向け、地域に
おける連携支援のコーディネーターとして、農商工連携や
観光振興、まちづくりなどにも積極的に関わるなど、地方
創生の実現に向け、中心的な役割を果たして参ります。

重点事業

(1)「中小・小規模事業者に対する伴走型支援の強化」

- ①小規模事業者伴走型支援事業の積極的推進
- ②小規模事業者の販路開拓等への取り組み支援
- ③オンリーワン補助金事業の活用
- ④消費増税・軽減税率導入に向けた窓口相談・専門家派遣等の実施
- ⑤働き方改革への対応支援
- ⑥円滑な事業承継の促進支援
- ⑦「新型コロナウイルス感染拡大」による経営不振から事業者を救う各種経済支援策等の情報収集・情報提供及び対応支援
- ⑧「小規模事業者の事業継続力強化」の取り組み支援

(2)「商工会議所組織の機能強化」

- ①会員事業所への巡回指導の実施
- ②提案型の経営支援・巡回訪問の推進強化
- ③税務申告の指導推進

(3)「地方創生に向けた「実現する力」の強化・拡充」

- ①要望・提言活動の強化
- ②多様な会員交流組織の形成
- ③農商工連携や観光振興、まちづくりなどへの参画
- ④商工会との連携含め、広域的な商工会議所活動への取り組み
- ⑤商工会議所活動の広報強化
- ⑥「まちなか観光地化」推進による「池田のまちなか」振興への取り組み

(4)「地域総合経済団体としての基盤強化」

- ①会員増強による組織基盤の強化
- ②共済制度への加入推進等による財政基盤の強化
- ③事務局職員の意識改革と能力開発
- ④産業構造の変化等に即した部会運営

令和2年度 総括予算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

＜収入の部＞

【単位：千円】

科 目	一般会計	相談所特別会計	収益事業特別会計	特商負担金特別会計	合 計	前年度当初予算合計額	対前年比
会 費	7,900				7,900	9,280	▲1,380
事業収入	4,320	500	9,932		14,752	13,839	913
交 付 金	5,830	24,441			30,271	29,906	365
雑 収 入	1,700	400	10		2,110	2,110	0
繰 入 金	3,000	11,700			14,710	14,710	▲10
負担金収入				220	220	228	▲8
前期繰越金	23,262	700	35	1	23,998	20,781	3,217
合 計	46,012	37,741	9,977	221	93,951	90,854	3,097

＜支出の部＞

【単位：千円】

科 目	一般会計	相談所特別会計	収益事業特別会計	特商負担金特別会計	合 計	前年度当初予算合計額	対前年比
事業費	2,180	880	400	16	3,476	3,261	215
給与費(手当金)	8,148	29,815			37,963	37,553	410
福利厚生費	1,850	4,850			6,700	6,150	550
旅 費	150	160	35		345	350	▲5
事務費	2,860	165	345	4	3,374	3,129	245
会議費	500				500	700	▲200
渉外費	100				100	100	0
公課分担金	800				800	780	20
繰 出 金	5,900	1,200	9,100	200	16,400	17,210	▲810
その他の支出	100		1		101	101	0
予 備 費	23,424	671	96	1	24,192	21,520	2,672
合 計	46,012	37,741	9,977	221	93,951	90,854	3,097

(科目間流用可)

シニア就職フェア・障害者就職相談会の開催

昨年8月に実施した合同就職面接会での求職者の状況(50歳代以上の方が全体の半数を占める)や三好地域(旧三好郡内)の人手不足の状況、障害者の法定雇用率の引き上げ等の障害者雇用の重要性の高まりを踏まえ、令和2年2月5日(水)午後1時半から、三好市池田総合体育館において、「令和元年度シニア就職フェア・障害者就職相談会」を開催しました。

三好地域の幅広い業種の29社がブースを構え、69名の求職者の方の参加(いずれも過去最多)がありました。就職まで至った方は、6名(うち障害者1名)となりました。三好地域では、直近の数値となる令和2年2月末でも、有効求人倍率：1.51(県平均：1.35、全国平均：1.45)と深刻な人手不足が続いております。

今後もこれらを解消するため、昨年度新たに制作した三好地域合同の「Web版の就職ガイド」の活用促進をはじめ、合同就職面接会の開催や地元高校生を対象とする事業所見学、事業者による出前授業の実施等の取組みを積極的に推進し、三好地域の就労支援を行って参りますので、会員の皆様のご協力をお願いいたします。



日本商工会議所 職員表彰
勤続30年 竹内 勲

青年部だより

事業研修委員会による「業界よもやま話！第3弾」～阿波池田 YEG 編～実施！

去る2月12日(水) 会議所に於いて、メンバー講師による、知っているようで知らなかった職務内容、ちょっと聞いてみたかった疑問、何でも有りの座談会 第3弾を開催致しました。

理事 向井教陽 氏(株)ひいらぎ)が講師となり、企業が存在する理由、また、コミュニケーションの大切さ、人と人との関わりの中で人間は磨かれる等、青年部活動の強化につながる有意義な情報交換となりました。



まちおこしキャラクター『つたはーん』活動報告



- | | |
|----------|------------------------|
| 1月25日(土) | JR 観光列車お出迎え(阿波池田駅) |
| 2月16日(日) | JR 観光列車お出迎え(阿波池田駅) |
| 2月22日(土) | 池田町内散策 |
| 2月26日(水) | 阿波池田郵便局 年賀はがき展覧会(池田町内) |



女性会だより

2月21日当所会議室において、四国酒まつり中止決定に伴い、数日前に袋詰め作業を終えたばかりの来場者配布用お猪口とおつまみを急遽、元に戻す作業を行いました。

今回はこのような結果となりましたが、来年は無事開催することが出来ることを願い、そして私たち女性会はこれからも四国酒まつりに継続して尽力していきたい、と思っております。



只今会員募集中

商工会議所女性会は、女性の力で地域を元気にするために作られた団体です。

私たちと一緒に、女性の特質を活かし「おもてなしの心」で地域を盛り上げましょう。

- 入会条件 商工会議所会員事業所の女性経営者・経営者夫人・女性管理職等の方。
- 入会金 なし
- 年会費 3,000 円
- 入会申込・お問い合わせ 阿波池田商工会議所女性会事務局



当所ホームページのバナー広告募集！！

会員事業所の皆様で、自社の情報発信や、取引事業者の開拓、販路拡大に利用いただくため、当所ホームページのバナー広告を募集いたします。

(広告の規格)

- データサイズ(1枠) 横190×縦80ピクセル
- データ容量 200KB以内 画像形式(JPEG・GIF)
- 広告は、申込事業所自前で作成し、データにて提出して下さい。
- 広告を作成出来ない事業所は、商工会議所にて作成いたします。(作成費5,000円)

(掲載期間・掲載料)

- 掲載期間 1年(掲載開始は毎月初めとし、掲載月から12ヶ月間)
- 掲載料(1枠) 20,000円(税込)／年
- 掲載期間内で、掲載を止めた場合でも年間掲載料は返金しません。

(掲載申込)

広告掲載を申し込む事業所は、申込用紙に必要事項を記入し、広告データを添えて掲載希望月の前月10日までに商工会議所へ提出して下さい

- 広告並びにリンク先ホームページの内容が公序良俗に反する、商標又は著作権を侵害する場合など、掲載をお断りすることもありますので、お申込み前に必ず「バナー広告掲載規定」をご確認下さい。
- 「申込用紙」「バナー広告掲載規定」は当所までご連絡いただくか、ホームページ「お知らせ」よりダウンロードして下さい。
阿波池田商工会議所ホームページ <http://awaikedacci.com>

雇用保険被保険者を雇用する事業主のみなさまへ
雇用保険被保険者

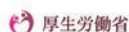
令和2年4月1日から、
すべての雇用保険被保険者について
雇用保険料の納付が必要となります

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者※に関する雇用保険料は免除されていました。

令和2年4月1日からは、高年齢労働者※
についても、他の雇用保険被保険者と同様に
雇用保険料の納付が必要となります。

(※) 保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

御不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。



簿記検定のお知らせ

簿記は、企業の経営活動を記録・計算・整理して、経営成績と財政状況を明らかにする技能です。企業の活動を適切、かつ正確に情報公開するとともに、経営管理能力を身につけるために、簿記は必須の知識です。

施行日 令和2年6月14日(日)

1・3級 午前9時～

2級 午後1時30分～

場所 阿波池田商工会議所

受験料(税込) 1級 7,850円
2級 4,720円
3級 2,850円

申込締切 5月15日(金)

◆お問い合わせ・お申込み◆

阿波池田商工会議所 TEL(0883)72-0143

【令和2年度 簿記検定スケジュール】

- 11月15日(日) 1～3級
- 2月28日(日) 2～3級

全国健康保険協会(協会けんぽ) 徳島支部の加入者・事業主の皆さまへ

令和2年3月分(4月納付分)からの 全国健康保険協会徳島支部の 保険料率についてお知らせします

徳島支部の健康保険料率、介護保険料率につきましては、以下のとおりとなります。

厳しい経済状況の中ではありますが、加入者の皆さまの医療と健康を支えるため、このようなご負担となることにつきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和2年2月分
(3月納付分)まで

10.30%

健康保険料率

(-0.02%)

10.28%
(引下げ)

令和2年3月分
(4月納付分)～

令和2年2月分
(3月納付分)まで

1.73%

介護保険料率
全国一律

(+0.06%)

1.79%
(引上げ)

令和2年3月分
(4月納付分)～

※ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※ 賞与については、3月1日以降の支給分から変更後の保険料率が適用されます。

なお、令和2年度の都道府県ごとの健康保険料率は、支部別に「引上げ」「据え置き」「引下げ」に分かれます。

マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)

額 2,000
万円

利 年 1.21%
率 (平成31年4月1日現在)

返済期間 7年以内
(うち据置1年以内)
10年以内
(うち据置2年以内)

不要
(信用保証協会の保証も不要です)

徳島県最低賃金

※一部の産業には特定最低賃金が定められています。

時間額 793円

令和元年
10月1日から

【お問い合わせ先】

徳島労働局労働基準部賃金室 (TEL088-652-9165)
または最寄りの労働基準監督署へ

飲食店を経営されているみなさんへ

「望まない受動喫煙」をなくすことを目指しましょう！

2020年4月から飲食店は原則屋内禁煙です！ (喫煙店は店頭表示が義務になります)

喫煙を認める例外は、国の法律により、「小規模店」(客席面積100㎡以下、資本金5000万円以下)かつ「既存店」となります。喫煙室を設ける場合は、保健所に届出が必要です。

上記例外以外は、全て「屋内禁煙」になります。また、2020年4月以降に開業する「新規店」は全て屋内禁煙です。

なお、喫煙室や喫煙可能店には、**20歳未満の立ち入りが禁止**となります。

例外に該当したとしても、この機会に全面禁煙を選ぶことをおすすめします(喫煙には加熱式たばこも含まれます)。

完全禁煙化(建物内禁煙)は、最も効果的で経済的です



【問い合わせ先】 徳島県西部総合県民局 保健福祉環境部 三好保健所

健康増進担当 TEL (0883) 72-1123

ファクシミリ(0883) 72-6884

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していても助成対象とし、
イ 過去の支給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給が可能です(支給限度日数から過去の支給日数を差し引きません)。

【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります)
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した場合。
- ・労働者が感染症を罹患し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合。
- ・労働者が感染症を罹患していないが、行政の要請を受けて事業所を閉鎖し、事業活動が縮小した場合。

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

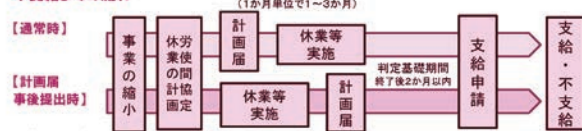


助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円以上(令和2年3月1日現在) ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定されます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加給(額)	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日	

◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間※ごとに計画届を提出することが必要です。(※計画と支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。)
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前までに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日まで提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

◆支給までの流れ



◆初回の計画届時に必要な書類(休業の場合)※教育訓練、出向の場合は労働局にご確認ください。

- 休業等実施計画届 休業予定日、規模等を記載。
- 事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係用) 事業縮小の状況を記載。
- 【添付】労務協定書 労務協定書
- 【添付】事業所の状況に関する書類 (生産指標は提出前月の数値で確認します。)
- 【添付】事業縮小の状況に関する書類 生産指標(売上高等)のわかる書類
- 【添付】労務協定書 労務協定書
- 【添付】事業所の状況に関する書類 生産指標(売上高等)のわかる書類
- 【添付】事業縮小の状況に関する書類 事業縮小の状況を記載。
- 【添付】労務協定書 労務協定書
- 【添付】事業所の状況に関する書類 (生産指標は提出前月の数値で確認します。)
- 【添付】事業縮小の状況に関する書類 生産指標(売上高等)のわかる書類

◆労務協定で最低限定める事項(休業の場合)※計画届と申出書の様式は厚生労働省からダウンロードできます。

- ①休業の実施予定時期・日数、②休業の時間数、③対象となる労働者の範囲及び人数、④休業手当額の算定基礎

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
 - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
- 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
- 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
- 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働日数の1/20(大企業の場合は1/15)以上となるものであること。

詳細については、最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当の算定方法の整理にご協力ください。

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆さまへ

～経済産業省・中小企業庁による支援策をご紹介～

強力な資金繰り支援



総額1.6兆円規模の資金繰り支援を実施します。
以下では、資金繰り支援のうち、代表的な制度をご案内させていただきます。

融資 実質無利子・無担保で融資！

新規で創設する「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「特別利子補給制度」を併せてご利用いただくことで、フリーランスを含む個人事業主や売上が減少した中小・小規模事業者について、実質的な無利子・無担保融資を実現します。（1月末まで適用）

新型コロナウイルス 感染症特別貸付

特別利子 補給制度

実質無利子 無担保融資

別枠の融資枠を設け、金利引き下げ。
無担保でも金利据え置き。
※金利引下げは3年間
※中小1.11→0.21%, 国民1.36→0.46%

3年間に渡って、
残りの金利分を助成。

信用保証 通常とは別枠で最大5.6億円の信用保証！

セーフティネット（SN）保証制度（2.8億円）、危機関連保証（2.8億円）で最大5.6億円の信用保証枠を、通常とは別枠で確保します。

通常の 信用保証制度 (最大2.8億円)

SN保証 (最大2.8億円)

危機関連保証 (最大2.8億円)

SN保証4号・5号で支援
4号：100%保証
※全都道府県が対象
5号：80%保証
※影響の大きい業種を指定

危機関連保証
(100%保証)
※全国・全業種が対象

ご利用に当たっては売上高減少等の一定の要件がございます。制度の詳細については、経済産業省HPで公開中の支援策パンフレットを御確認下さい

※お気軽に当所までご相談ください。TEL 72-0143

徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金

徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、営業休止や大幅な売上減少を余儀なくされている県内中小・小規模事業者の事業継続に対し、一時金支給により支援する制度です。

支給対象者

以下の（１）から（３）までのすべての要件を備えている事業者が支給対象者となります。

- （１）令和2年2月以降に、徳島県セーフティネット資金による融資を受けている者であること。
- （２）申請日において、令和2年2月以降の売上高等の状況が、以下の①から③までのいずれかに該当する者であること。
 - ① 最近1か月の売上高等が、前年同期比で50%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で50%以上減少することが見込まれること。
 - ② 最近2か月の売上高等が、前年同期比で50%以上減少しており、かつ、その後1か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で50%以上減少することが見込まれること。
 - ③ 連続した3か月間の売上高等が、前年同期比で50%以上減少していること。
- （３）概ね雇用が維持されていること。

支給額

徳島県セーフティネット資金で融資を受けた金額の1.0%（上限10.0万円）

申請手続

申請受付期間

令和2年4月1日～令和2年9月1日

以下の書類をご準備いただき、県の各窓口（裏面参照）までお越しください。

- （１）徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金支給申請書（様式第1号）
- （２）徳島県セーフティネット資金の融資実行を証する書類
 - ・金銭消費貸借契約書の写し
 - ・徳島県信用保証協会発行「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し
- （３）売上高等確認に係る調査（様式第1-1号～第1-4号のいずれか）
 - ・試算表、損益計算書、売上台帳など売上高等を証する書類を添付
 - ※原本であることの証明が必要
- （４）雇用維持に対する取組状況に係る調査（様式第1-5号）
 - ・令和2年2月1日から5月1日の間に、雇用保険被保険者の離職があった場合は、すべての離職者の「雇用保険被保険者離職証明書（事業主用）」を持参
- （５）委任状（事業主本人以外が申請する場合）

様式は、徳島県ホームページよりダウンロードいただけます。



徳島県 商工労働観光部 商工政策課（団体・振興担当） TEL 088-621-2322



新型コロナウイルス感染症で
資金繰りにご不安を感じている
事業者の皆様へ

日本政策金融公庫や商工中金の
新型コロナ感染症特別貸付などで
ご支援できます。

最長で5年間
元本の返済が
不要

利子補給で
金利負担が
実質ゼロに

担保なしでの
借り入れも
可能です

4月以降も、状況に応じて、複数回の利用も可能です。

裏面に支援が受けられる場合についてまとめています。ぜひ、ご覧ください。



新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ ～支援が受けられる場合についてまとめました～

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ、日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、信用保証協会のセーフティネット保証・危機関連保証で資金繰りを支援します。

売上減少に伴い、 当面の運転資金を 調達したい方には	コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります 新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利子補給で金利負担が実質的に無利子となる制度です。※企業の規模に応じて上限があります。 セーフティネット保証または危機関連保証は、民間金融機関から融資を受ける際に最大2.8億円の保証を受けられる制度です。
既に受けた債務の 返済があるため、 追加の返済負担を 負いたくない方には	コロナ特別貸付は、最長5年間の据置期間があります 新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長15年の運転資金を調達できます。 最長5年の据置期間で、当面元本返済が不要です。また、当初3年間は、利子補給で金利負担が実質的に無利子になります。 ※企業の規模に応じて上限があります。
業績悪化のため 既に受けた債務の 条件変更をしたが、 追加の運転資金を 調達したい方には	コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の 対象からは外れません 新型コロナウイルス感染症特別貸付やセーフティネット保証、危機関連保証は、既に受けた債務の条件変更を行っていることだけを理由には支援対象から外れることはありません。
売上減少に伴い、 既に受けた債務の 返済ができない 方には	取引金融機関等に既に受けた債務等の 条件変更を相談ください 経済産業省は、金融庁や財務省とともに、各金融機関等に対して、既に受けた融資の条件変更について、事業者の皆様の実情に応じて柔軟に対応するよう要請しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談ください。
既存の仕入ルートが ストップし、代わりの ルートではコスト増、 売上減少が 見込まれる方には	セーフティネット貸付や一般保証を活用して 資金調度を検討ください 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付は、上限7.2億円まで、最大据置期間3年となっており、当面の返済負担を軽減できます。 また、信用保証協会の一般保証を利用して、民間金融機関から保証付きで借り入れることも可能です。

【資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先】

中小企業金融相談窓口
TEL: 03-3501-1544
(平日・土日祝日9:00-17:00)

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

2020年3月13日時点版

中小企業庁 令和元年度補正予算事業

小規模事業者持続化補助金

➤ **経営計画に基づいて実施する販路開拓等**

➤ (生産性向上)の取り組みに対し**50万円**を
上限に補助金(補助率:2/3)が出ます

- ・認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者は100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

➤ 計画の作成や販路開拓の実施の際、
商工会議所の指導・助言を受けられます

《対象となる取組の例》

① 広告宣伝

- ・新たな顧客層の取込を狙い、チラシを作成・配布
- ・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置

② 集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③ 商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④ 新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施

- ・3Dプリンターを導入し、新商品の開発
- ・原材料を購入して新製品・商品の試作開発

⑤ ITを活用した広報や業務効率化

- ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

お問い合わせ先

阿波池田商工会議所

電話:0883-72-0143[8:30～12:00、13:00～17:00(土日祝日、年末年始除く)]

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6447-2389[9:30～12:00、13:00～17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL:<https://r1.jizokukahojokin.info/>

リレー執筆

真の健康と 幸せな暮らしを。

Living Floral

藤 阪 樹 里



東京では約15年間、オーガニックコスメやフラワーエッセンスというものを通して、忙しい現代社会を生きる女性たちに、自然の力と自然の癒しを届け、伝える仕事をしてきました。

生まれ育った池田町を出て、ちょうど18年経った36歳の時、これから自分はこのまま東京で暮らしていくのだろうか。という違和感が湧いてきました。

自然豊かなこの土地で、町の人々にも守られながら育った自分が、東京でこのまま子育てを続けていくイメージも湧きませんでした。

昨年4月にUターンしてちょうど1年となる今、世の中は大変な状況の中にあり、不安な日々が続く中で、私たちがシンプルに心から願うのは、体と心の健康であると思います。

皆さんで存じの「HEALTH=健康」という意味の英単語には、「HEAL=癒やす」+「TH=こと」という語源があるそうです。

真の健康には「癒やすこと」が必要不可欠であり、これからはそのことに多くの方が気づき、癒しを求める時代になっていくと思われます。

そういう私も、この地を離れるまではこの環境が当たり前過ぎて、この地の自然の魅力や良さが全く分かっていませんでした。この地を離れてはじめて、この当たり前がどれだけスペシャルで贅沢な環境だったかということに気が付きました。

この土地の豊かな自然には、全てを包み込んでくれるような大きな癒しの力があります。

またこの地の癒しの力は、この地で取れる作物の滋養のエネルギーともなり、人々の体と心を癒やすことができると思います。豊かな自然が当たり前前に存在してくれているように、日常の癒しが当たり前にある暮らしの提案をここから全国に発信し、他にはないこの地の大きな魅力を人々に伝えていきたいと思っています。

そして、豊かな自然と仲良く共存し、人々が助け合い、人間が人間らしく暮らせる幸せを、私たちの世代から次の世代に繋いでいけたらと思っています。

まだまだ新参者ではありますが、皆様にとっても「癒し」のお手伝いとして、ご活用いただけるよう、これから活動を広げてまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

ひと言！

新入会員のご紹介

～敬称略・入会順～

〈事業所名〉	〈代表者〉	〈所在地〉	〈業 種〉
スマイル調剤薬局池田店	貝 塚 洋 康	池田町マチ2433-1	調剤薬局
文化と和菓子	國 金 有 美	池田町州津西ノ久保300-1	和菓子製造・小売
(一社)三好市観光協会	谷 口 宏	池田町サラダ1810-18	観光振興業務
山城ゴルフ(株)	楠 本 隆 文	山城町大和川652	ゴルフ場
Living Floral (リビング フローラル)	藤 阪 樹 里	池田町イケミナミ1926-6	ストレスケア事業
(一社)そらの郷	藤 田 元 治	池田町シマ995-1	旅行業

～ご入会ありがとうございました～

編集だより

新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。4月8日現在、世界では感染者数が142万人を超えました。日本においても、クルーズ船を除き4,458名となっています。

感染拡大防止のため、政府からインバウンドの入国が制限され、また、不要不急の会議やイベント、懇親会等の開催自粛の要請がなされ、観光や飲食、運輸の売り上げが急減しております。さらに、昨日には都市部での感染者急増を受け、首相から特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令され、東京をはじめとする7都府県では、接触機会を7～8割減らすよう強い要請がなされるなど・・・、一段と厳しい局面を迎えております。

会員の皆様に於かれても観光、飲食、運輸部門は勿論のこと、他のサービス業や一般商業、中国からのサプライ

チェーンの毀損等により工業、建設業に至るまで深刻な影響が及んでいるものとご推察致します。

現在、国や県から新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた「資金繰り支援」や「雇用調整助成金の拡充」、「設備投資等への補助金」、「セーフティネット資金」、「中小企業・個人事業主への現金給付」等々・・・。対応策が次々に打ち出されております。

事業計画にも記載しておりますが、国や県、市、関連機関と連携して事業者を最前線で支える当会議所は、これら支援制度の情報収集と会員の皆様への情報発信に努めるとともに、相談窓口を開設するなど支援体制の充実を図っております。この件で、お困りの方は、何なりと当会議所までご相談下さい。

阿波池田商工会議所会報 2020年4月号

 URL ▶ <http://cn02.awaikeda.net/~ikedacchi/>
 E-mail ▶ ikedacchi@cn02.awaikeda.net

令和2年4月発行

発行所 阿波池田商工会議所

〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ2191-1

TEL (0883) 72-0143 (代) FAX (0883) 72-6466

印刷所 株式会社さくら印刷